



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



任意後見制度をご紹介します

司法書士の高井和馬です。数年前から任意後見に関する相談を受ける機会が増えており、認知症対策を事前に考える方が増えてきている実感があります。

任意後見とは、自分の判断能力がしっかりしているうちに将来の認知症などの判断能力の衰えに備える制度です。本人（＝任意後見を頼む人）が決めた受任者に、どのような事務処理をしてほしいのかを事前に決めておき、将来、判断能力が衰えた後に監督人の監督のもとで、本人が事前に決めたとおりに代理権を行使してもらう制度です。契約を結ぶためには、必要な判断能力があることが前提となります。

一方、法定後見制度は、判断能力が低下してはじめて支援者（後見人・保佐人・補助人）を選任する制度です。支援者を自分で選ぶのが困難であることから、家庭裁判所が後見人などの支援者を選任し、直接監督する制度です。

任意後見の利用状況ですが、令和3年の1年間に任意後見契約を締結した件数は12,285件ありますが、実際に契約の効力が生じた件数は784件と、契約件数の6%程度しかありません。任意後見契約は、契約しただけでは効力が発生せず、将来、認知症などになって判断能力が不十分な状態になり、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることによって効力が発生する契約となっております。

一方、令和3年の法定後見（後見・保佐・補助）開始の申立件数は、39,025件であり、任意後見の発効件数が784件ですから、実際の任意後見の利用件数は、法定後見と比べると、だいぶ少ない件数となっております。

任意後見が普及していない理由として、私が思うのは、相続対策として遺言書を作成する方も増えてはきておりますが、まだまだ十分な状況ではなく、遺言書を作っておけば良かったのという相談を受けるケースは多々あります。必ず迎える死亡後の対策すら不十分な中、認知症になるかどうかは分からないのに、その対策をとっておこうと考える方は多くはないと思います。また、その兆候が出始めたときには、自ら認知症対策を講ずることは難しい場合が多く、認知症対策の必要性が十分に普及していないことも理由の一つなのかなと考えています。

しかし、ここ3～4年程前から任意後見に関する相談が増えてきている実感があり、例えば、公正証書で遺言を作った方が、自分が認知症になった場合は近くに住む長女に任意後見人になってもらいたいと相談を受けるケースや、普段からお世話をしてくれている姪に全財産を遺贈する公正証書遺言を作った方が、後日、認知症になるかどうかは分からないが、その時に備えて、姪と任意後見契約を締結しておきたいと相談を受けることもありました。

将来お世話になる子供や姪と任意後見契約を締結し、きちんと財産を管理する権限を持たせておくことで、受任者となる長女や姪は、任意後見人として金融機関や保険会社と直接、手続きをとることができ、財産管理をスムーズに行うことができます。

< 裏面に続く >



< 表面からの続き >

また、他の兄弟姉妹などの推定相続人に対しても、監督人の監督のもとで財産管理を行うことにより適正な財産管理を行っているというお墨付きを得ることができます。その結果、相続開始後に生前の財産管理を巡って無用な相続争いを防ぐこともできます。

任意後見契約は、公正証書で契約書を作成する必要はありますが、判断能力があれば誰でも委任者として契約することができます。

高齢者の全員が認知症になるわけではありませんが、任意後見契約を締結しないまま認知症になってしまったときの選択肢は法定後見しかありません。

法定後見の場合、四親等内の親族がいない場合（いても頼ることができない場合）に、判断能力が不十分になったときは、市区町村長が申立てをするまで法定後見人が選任されません。市区町村長による申立てには親族の意向確認などを実施する関係上、手続きに時間がかかり、その間、本人の財産管理を行うことができず、せっかく作った自分の財産を自分のために使うことができず、財産を散逸してしまうリスクもあり、自分の財産や尊厳を守ることができないおそれがあります。

四親等内の親族がいない方（いても頼ることができない方）は、将来に備えて、保険のようなものだと考えて、任意後見契約を締結しておく必要があります。

将来認知症等になるリスクは誰にでもあり、その時に頼もう、頼りにしようと考えている親族等がいれば、その方と任意後見契約を締結することをお勧めします。事前に信頼できる方と契約を締結しておくことで、ご自身の具体的な希望を伝えることができ、それを反映した財産管理等を行ってもらうこともできます。年末年始に親族などに会う機会もあり、将来の話にもなるかもしれません。任意後見制度についてご質問等ございましたら、弊社事務所までお問い合わせください。

今年も大変お世話になりました。

こんにちは、高井です。今年も残すところ数日となりました。今年もたくさんの方にお世話になり、ありがとうございました。来年も一つ一つの仕事を大切に日々の業務に取り組んでいきたいと思えます。

また、あいわ通信も2015年からスタートし来年で8年目となります。今後も皆さまのお役にたつような法律情報をお届けいたしますので何卒よろしくお願いいたします。

今年の法改正で司法書士業務に大きな影響を与えたものとしては、民法・不動産登記法等の改正により令和6年4月1日より相続登記が義務化されたことです。相続登記が義務化されたことにより、相続登記の申請期限が定められ、相続や遺贈により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられました。また、「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象となります。そして、相続登記の義務化は、施行日前に相続の開始があった場合についても適用されます（遡及適用）。

相続登記は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があり、相続人が多数いる場合には相続人を特定するため、たくさんの戸除籍謄本を収集する必要があり手続きに時間がかかる場合もあります。相続登記の未了の物件があり、手続きにお悩みの方は、早い時期に司法書士にご相談下さい。



上ホロカメ
ツク山から
撮影した
十勝岳。
来年は登頂
したいです

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

